

2015年5月28日

新興国・発展途上国における特許権の制限についての懸念

相澤英孝

現在、特許権の差止請求権の制限についての議論がなされている。この議論をするにあたっては、新興国や発展途上国における特許権の保護の重要性を考慮しなければならない。

日本のこれからの発展は、技術開発への投資成果が日本のみならず、新興国や発展途上国においても、保護されて、収益をもたらすことができるか否かにかかっている。そのためには、新興国や発展途上国において、特許権が十分に保護されなければならない。新興国や発展途上国における特許権の保護の水準を引き上げるためには、それらの国との経済連携協定などが重要となる。その経済連携協定の交渉にあたっては、日本の国内的な法制度が基準となる。新興国や発展途上国において、日本における特許権の保護を超える保護を要求することは極めて難しいからである。さらには、これまで、日本の法制度整備が韓国や中国に影響を与えてきたことからすれば、両国のみならず他の新興国や発展途上国に与える影響を与えることが想定されるので、日本における法制度整備は国際的な視野を持ったものでなければならない。

新興国、発展途上国は、これまでも、生物多様性条約などの環境関連の条約交渉過程において、自国産業が競争力の劣っている分野における特許権の保護の水準の引き下げを主張してきた。さらに、最近では、新興国が競争法を用いて、特許権を制限する傾向が顕在化してきている。例えば、2014年末に、韓国の公正取引委員会(Korea Fair Trade Commission)は、知的財産権の不公正な行使に関する改訂基準(Review Guidelines on Unfair Exercise of Intellectual Property Rights)を発表している。この基準では、標準必須特許権の行使の制限を規定しているが、標準技術は政府によって指定されるとされているので、我が国により開発された非標準技術に関する特許権も、国内産業の保護のために権利行使が制限される虞がある。

したがって、技術標準に関わる特許権の権利行使の制限を議論する場合にも、国際的な保護に与える影響を考慮し、新興国や発展途上国における我が国の技術の保護が損なわれることがないように、十分な配慮をしなければならない。